

令和6年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります)

県央会場

科目 ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

- ◆ 放課後児童健全育成事業の設備運営基準と放課後児童クラブ運営指針の内容を確認しながら、運営主体が遵守すべき法令等を学んだ。職場でのハラスメントについては、無意識に行い、自覚のないことが多いかと思う。相手が傷つく、負担に感じていることを自覚し、法令によって定義されていないものも含め、防止対策に力を入れる必要があることを確認できた。
- ◆ 苦情等に対して、迅速かつ適切に対応して解決を図ると運営指針にあるが、教えていただいた解決のコツを頭に入れ、職員同士の情報共有をしてしっかり対応しなければならなかったと思った。また、苦情解決のため、第三者委員等を設置している事を知った。子どもたちの人格を尊重し、信頼関係を築けるように頑張りたい。プライバシーの保護、秘密保持にも留意したい。放課後児童クラブの管理運営の内容は、多岐にわたるので、しっかり復習したい。
- ◆ 子どもの最善の利益に配慮すること、また利用者の人権を十分に配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して運営を行わなければならないと学んだ。そのためにも、子どもに対し、影響のある事柄に関して、子ども自身が意見を述べ、参加することを保障することができる体制や環境をつくっていききたい。他にも子どもや保護者の苦情等に対して、迅速かつ適切に対応することを心に留めて仕事に努めていきたい。
- ◆ 放課後児童クラブの運営は、子どもの基本法の6つの基本理念に沿ったものであり、法律や法令に加えて、管理規則・運営指針など、運営にあたりたくさんのことを明確にし、守りながら活動していかなければならない。子どもが主体的に学ぶことを促すことが可能になる環境を大人が規則を守りながら整えていくことが重要だが、そこで働くクラブ職員の労働環境、労働条件にもしっかりと目を向けて、よりよいものとしたい。
- ◆ 放課後児童クラブに関わるにあたり、条例や規約等を理解していることは大切であるが、私はできていないと気づきました。そして、さっそく調べたいと思いました。クレーム対応や個人情報等について、支援員として必要な知識も勉強になりました。こども、保護者の人権尊重とともに、職員の人権も守ることも大切だと感じました。他の施設の方と話すことで、共有できる問題や新しい問題にも気づかされ、有意義な時間でした。